

経 済 産 業 省

2 0 2 5 0 6 2 3 商 局 第 1 号

令 和 7 年 6 月 2 3 日

大規模小売店舗立地法運用主体

(都道府県、政令指定都市、都道府県から権限移譲された市町村) 各位

経 済 産 業 省

商 務 情 報 政 策 局

商 務 ・ サ ー ビ ス グ ル ー プ

消 費 ・ 流 通 政 策 課

大規模小売店舗立地法対象店舗の駐車場又は駐輪場における
パーソナルモビリティのポートを設置する際の取扱いについて

「令和6年国家戦略特区及び構造改革特区」におけるパーソナルモビリティ
のポートの整備に係るつくば市からの提案を踏まえ、下記のとおり通知します。

1. 大規模小売店舗における駐車場又は駐輪場の位置及び収容台数については、
大規模小売店舗立地法第5条第1項第5号等により都道府県等に届け出るこ
ととされているが、いわゆる「パーソナルモビリティ」の取扱いに関する明文
規定は存在していない。
2. このとき、パーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠
隔操作型小型車等）のポート設置が、駐車需要の充足その他による大規模小売
店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資する
ものであれば、当該ポートについても、駐車場もしくは駐輪場の収容台数に含
むものとして差し支えない。

以上